

2027年度

ウチナンチュ子弟等留学生

(アジア諸国等海外留学生)

募集要項



沖縄県

1 目 的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物（以下「留学生」という。）を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させるとともに、沖縄の歴史・文化・習慣の理解促進、県内企業での実務経験、県民との交流促進等の機会を提供することで、次世代へのウチナーネットワーク継承に向けて将来的に本県と出身国・地域との架け橋になる人材を育成し、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする。

2 定 義

留学生は、沖縄県出身移住者の子弟を対象とする海外移住者子弟留学生、アジア諸国等の海外出身者を対象とするアジア諸国等海外留学生とする。なお、「アジア諸国等」とは、沖縄県と相互に留学生を派遣している国及び地域（中国福建省、台湾）とする。

3 留学先及び受入人数

県内の受入大学等にて科目等履修生、伝統芸能研修生、企業等研修生として修学する。

受入大学： 琉球大学、名城大学、沖縄県立芸術大学、沖縄国際大学

2027年度より、琉球大学、沖縄県立芸術大学、沖縄国際大学大学については、CEFRレベルB2以上を有していることが出願資格として求められます。

受入施設： 日本語学校、各研修施設

コース： 科目等履修生コースA 1年

内容：県内の大学で科目等履修生として修学します。

科目等履修生コースB 1年(科目等履修生約6ヵ月・企業等研修約6ヵ月)

内容：基本的に、県内の大学で科目等履修生として6ヵ月修学後、企業等研修を行います。

伝統芸能修得コース 1年

内容：日本語学校 + 伝統芸能・工芸研修

基本的に、県内の日本語学校で数ヵ月学んだ後、伝統芸能等を教えている各学校・教室・施設で技術研修を実施します。

受入人数： 受入人数は概ね次のとおり。（2027年度の予算により多少増減する。）

ア 海外移住者子弟留学生 7名程度

イ 福建省留学生 1名程度

ウ 台湾留学生 2名程度

4 留学期間

留学期間は2027年4月1日から2028年3月31日まで1年以内の期間とする。ただし、諸般の事情により、「中止」又は「受入期間及び実施方法等の変更」を行うことがある。

5 奨学金の内容

5-1 奨学金の支給

留学生に対し留学に必要な経費を下記に定めるところにより支給する。

区分	支給額	内容
旅費	実費	留学生が居住国・地域を出発する際に利用した空港から那覇空港到着までに利用した往復航空運賃（エコノミークラス）と日本国内において乗継に要する交通費等
学費	実費	検定料、入学金、授業料等
生活費	70,000円	月額（寮費等の実費は別途支給） 受入先の寮設備が利用可能な場合、寮設備に住むこととする
厚生費	実 費	国民健康保険、普通傷害保険、住宅総合保険等に係る保険料
その他	実 費	知事が必要と認める経費

パスポートおよびビザの取得に係る費用は自己負担とする。

留学最初の月の生活費は、本県到着日から月末までの日額支給（2,300円×日数）とする。

留学最後の月の生活費は、本県出発日までの日額支給（2,300円×日数）とする。

生活費の最初の支払いは、諸手続き完了後の6月～7月頃になる可能性があるため、当面の生活費や生活立ち上げに伴う初期費用（目安として2,000ドル程度）をあらかじめ準備の上、持参すること。

5-2 奨学金の決定の取り消し

留学期間中以下の場合には奨学金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）奨学金の辞退の申し出があったとき
- （2）休学又は停学若しくは退学したとき
- （3）誓約書の誓約事項に違反したとき
- （4）前各号のほか、留学生として相応しくないと認められたとき

6 応募資格

以下の各号の資格をすべて備えている者のみ、応募することができる。

沖縄県出身の移住者子弟であること。または、沖縄県と相互に留学生の派遣をしている国及び地域（中国福建省、台湾）出身者であること。

各国推薦機関の長（下記）の推薦する心身ともに健全な者

海外移住者子弟留学生

出身国・地域の沖縄県人会長

アジア諸国等海外留学生

政府機関、または現在もしくは直前に在籍していた教育機関もしくは勤務先において、留学希望者を監督する者

出身国・地域の学校教育12年の課程を修了した者またはそれと同等以上の学力を有する者であって、受入機関で修学を許可される条件を有する者

2027年4月1日時点で35歳未満である者（生年月日が1992年4月2日以降の者。）

受入れが最終決定した際には2027年4月に確実に本県に到着することができる者

修学に必要な日本語を理解できる能力のある者（海外移住者子弟は、日本語能力試験N4相当の能力を有

する者。アジア諸国等海外留学生は日本語能力試験N2相当の能力を有する者。さらに、受入機関が求める基準を満たす者)

留学中に県が支給する奨学金の額を超える必要経費について、自己負担する能力のある者

留学中の身元保証人として、留学に理解と協力の得られる親族等が県内に居住している者。(身元保証人が県内に居住していない場合は、事前に相談すること。)但し、アジア諸国等海外留学生の身元保証人については、県内居住者に限らないものとする。

留学終了後は、その成果を積極的に生かし、次世代へのウチナーネットワークの継承のため将来指導的役割を果たし得ると認められ、出身国・地域の発展及び、海外沖縄県人会の活動に積極的に参加し、本県と出身国・地域との友好親善に貢献しようとする者。

7 応募書類

7-1 応募書類

推薦機関の長は、次の各号に掲げる書類を添えて候補者を推薦するものとする。

推薦書(第1号様式)及び推薦理由書(第2号様式)

留学願書(第3号様式)

履歴書(第4号様式) 「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記して下さい。

誓約書(第5号様式)

身元保証書(第6号様式)

留学後の進路調査(第7号様式)

日本語理解力調査書(第8号様式) 日本語能力検定資格認定証の写しを添付して下さい。

留学推薦書(任意)(第9号様式) 提出は任意です。

健康診断証明書(第10号様式)

コース選択表(第11号様式)

専攻希望書(第11号様式)

委任状(第12号様式)

旅券(パスポート)の写し 二重国籍者は旅券の写しを2つとも提出して下さい。

留学志望動機等に対する作文(第22号様式に4枚以内で本人自筆により日本語で書くこと)

その他選考及び留学に必要な書類

必ず規定の様式を使用すること。

日本語で記入すること。

8 提出期限

推薦機関の長は、前記出願書類及び推薦書類を日本時間の2026年11月8日(日)までに、下記提出先にメールにて必着させること。(書類の原本は保管してしてください。)

- 1 台湾からの留学希望者は、直接本人が提出すること。
- 2 例年、書類不備による出願の遅れがあるため、書類を県へ提出する前に、応募書類確認表を活用し、内容のチェックを入念に行うこと。
- 3 推薦=受入ではないことに留意すること。

(推薦された時点で留学できると思い込み、大学を休学したり、仕事を休職または辞職したりするケースがあるようですが、沖縄への留学は、県での書類審査(必要に応じオンラインで面接を行う)、希望大学又は研修機関からの入学許可、この2つをクリアしなければ最終決定とはなりませんのでお気をつけ下さい。)

4 応募後、応募資格を欠いた場合(健康面や大学の卒業見込みなど)は、すぐに県へ連絡すること。

【提出先・問合せ先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課 奥間

TEL : +81(98)866-2479

Mail : okumary@pref.okinawa.lg.jp

添付ファイルの容量が大きく、メールが届かないことがあるため、複数回に分けて送付する等ご留意ください。

9 選考結果について

県における選考結果は推薦機関の長に通知する。

特記事項

1 留学生の指導

留学生の滞在中の行動・生活態度等について適当な助言と勧告を与えることがある。

留学生は、県外に旅行するときは、県外旅行願(第13号様式)をあらかじめ県に提出すること。

留学生の車・オートバイ等の運転を原則認めない。

留学生のアルバイトは原則禁止とする。やむを得ない理由でアルバイトをする必要があるときは、資格外活動許可願(第21号様式)を県に提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

留学生は留学期間中、原則として一時帰国・海外渡航をしてはならないが、やむを得ない理由により、国外へ渡航する場合は、一時帰国願(第14号様式)を県に提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。一時帰国の場合、出身国・地域での滞在中、留学生に対して生活費を支給しないものとし、既に生活費を支給している場合は、当該日数分を払い戻しさせることができる。

留学生は、留学期間中は積極的にSNS等を活用して沖縄での生活等について情報発信を行い、出身国・地域の関係者に対し現在の沖縄の状況を伝えるよう努めること。

2 留学生の帰国義務

留学生は留学の期間が終了したとき又は留学生の身分を喪失したときは、速やかに帰国しなければならない。但し、知事が特に認める場合はこの限りではない。

帰国延長を希望する者は、原則として次の各号に掲げる書類を県に提出しなければならない。

帰国延長願(第15号様式)

帰国延長要請(第16号様式)

誓約書(第17号様式)

身元保証人確認書（第18号様式）

前項の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情により帰国が困難な留学生については、その事情が解消されたと認められるまでの期間、帰国を延長することが出来るものとし、元留学生として帰国に係る旅費及び帰国までの期間における生活費（居住に必要な実費のみ）、厚生費、その他知事が必要と認める経費を支給することが出来る。

3 留学報告書及び修了報告書の提出

留学生は、就学後四半期毎にウチナンチュ子弟等留学生留学報告書（第19号様式）を県に提出しなければならない。

留学生は前項の留学報告書のほか、就学及び研修終了後10 日以内にウチナンチュ子弟等留学生修了報告書(第20号様式)を県に提出しなければならない。

4 その他

物価高騰、事業予算など諸般の理由により留学生の受入「中止」又は「受入期間及び実施方法等の変更」を行うことがある。

ウチナンチュ子弟等留学生（アジア諸国等海外留学生）応募書類確認表

すべての書類があるか、書き忘れていないか、確認してください。

応募書類は、すべて日本語で記入してください。

書類	記入者	☒	補足
推薦書 第 1 号様式	推薦機関		
推薦理由書 第 2 号様式	推薦機関		
留学願書 第 3 号様式	応募者		
履歴書 第 4 号様式	応募者		入学・卒業の年月日がわかるように書いてください。
誓約書 第 5 号様式	応募者		内容をよく読んで、理解してから署名をしてください。
身元保証書 第 6 号様式	身元保証人		「記」より下のところに、応募者の名前と生年月日を書いて下さい。
留学後の進路調査 第 7 号様式	応募者		
日本語理解力調査 第 8 号様式	日本語教員 日本語のわかる 公的機関職員		日本語能力試験(JLPT、BJT など)取得者は、認定書のコピーも提出下さい。
留学推薦書 第 9 号様式	大学教授 職場の上司 など		大学教授、職場の上司等からの推薦があれば提出して下さい。 (提出は任意)
健康診断証明書 第 10 号様式	医療機関		
コース選択表 第 11 号様式	応募者		第二希望、第三希望まで書いて下さい。
選考希望書 第 11 号	応募者		科目等履修生コース(Aコース) 科目等履修生コース(Bコース) 伝統芸能習得コース
委任状 第 12 号様式	応募者		二重国籍者のみ 「代理人」が書類をもらいに行く人、 「委任者」が応募者のことです。
パスポート(旅券)	—		2027年4月入国時に有効なもの 二重国籍者は、出身国と日本の両方を提出します。
作文	応募者		本人の直筆(第 22 号様式を使用し、4 枚以内)

大学が要求する 出願書類	大学出願に必要な証明書類は、取得に時間がかかるものがあります。 各大学への出願書などは、大学から募集要項が発行されてから送りますが、次のものは応募時に取り寄せて、不備がないか確認してください。	
最終出身学校の 卒業証明書		エンボス印や印章、手書きのサインがあるか確認してください。
最終出身学校の 卒業証明書の日本語訳		複数枚あるときは、すべての書類に署名・押印をしてください。
最終出身学校の 成績証明書		エンボス印や印章、手書きのサインがあるか確認してください。
最終出身学校の 成績証明書の日本語訳		翻訳した人の所属と署名・押印をしてください。 複数枚あるときは、すべての書類に署名・押印をしてください。
在籍している学校の 在籍証明書		エンボス印や印章、手書きのサインがあるか確認してください。
在籍している学校の 在籍証明書の日本語訳		翻訳した人の所属と署名・押印をしてください。 複数枚あるときは、すべての書類に署名・押印をしてください。

提出された書類は、原則、返却しません。

上記書類以外についても、速やかな受入手続きのため資料を要求することがあります。

応募書類は、原則すべて日本語で書いてください。

同意書と健康診断書の記入者が日本語で書けない場合、推薦機関または公的機関の日本語訳をつけてください。

証明書の原本を提出できない場合は、コピーに学校や公的機関からの「原本証明」を添付して提出してください。

「原本証明」については、発行する公的機関により形や方法が違います。それぞれの機関で確認してください。

不明な点がありましたら、県までお問合せください。

応募に当たっての注意事項

必ず、お読みください。

- 1．身元保証人への連絡について
- 2．日本国籍保有者について
- 3．生活費について
- 4．日本の大学への出願資格について
- 5．各大学への出願書類について
- 6．留学生のアルバイト等について
- 7．受入決定の時期について

1．身元保証人への連絡について

毎年、「身元保証人をお願いされていたが、応募者がどのような人なのかわからない。」という問合せが多くあります。

身元保証人と応募者との信頼関係は非常に大切です。

身元保証人へは、必ず応募者本人が直接連絡し、以下のことを説明し、了承を得てください。

- 応募者と身元保証人の関係 ← 最重要
- 留学の内容...留学の目的、期間、コースについて（募集要項を参考にしてください）
- 身元保証人をお願いしたいこと
 - ◇ 留学中、万が一事件、事故、災害などに巻き込まれた際の身元引受人、緊急連絡先。
 - ◇ 応募者が日本国籍を有する場合は、出身市町村役所から戸籍の抄本と附票を取り寄せること。

生活費・学費（奨学金）などの支給、沖縄での住居の手配、大学への出願・入学の手続き、市役所等での手続きのサポートは県で行います。

その他、留学のプログラムの詳細について質問がありましたら、県までお問い合わせください。

2．日本国籍保有者について

戸籍に記載されている住所が確実にわかる方のみ受入を許可します。

本籍地が把握できない場合、日本での住民登録ができないため、受入れを不可とします。

日本国籍保有者が日本での住民登録を行うための必要書類は次の4つです。

日本への入国年月日がわかるもの	戸籍抄本
日本のパスポート	戸籍の附票

来沖してから、2週間以内に手続きを完了させなければなりませんので、戸籍抄本と戸籍の附票は事前に取り寄せておく必要があります。「委任状（第12号様式）」を作成し、身元保証人へ戸籍抄本、戸籍の附票の取得をお願いしてください。

3．生活費について

生活費として留学生ひとりにつき月額7万円の支給を予定しています。なお、生活費とは居住に係る光熱費（電気、ガス、水道代含む）、食費、通信費、交通費などを指します。

4．日本の大学への入学資格について

日本の大学に入学するには、文部科学省が定める「大学入学資格」の決まりにのっとり、外国において学校教育における12年の教育課程を修了した者という規程があります。

高等学校・専門学校までの教育課程が12年未満の国もありますが、次のような場合、「大学入学資格あり」とみなすことがあります。

- （1）高等学校で11年、大学で1年間以上の課程を修了している
- （2）11年以上の教育課程を修了しており、文部科学大臣が定める基準を満たしている者
- （3）GCEAレベル資格有する者、国際バカロレア（IB）、WASC、CISの認定を受けた日本の高等学校にあたる学校を修了している。

応募者がこれらの条件を満たしているのかわからない場合は、最寄りの日本大使館・日本国領事館に確認してください。

また、現在の決まりも、今後改正される可能性がありますので、注意してください。

5. 大学出願書類について

科目等履修生コースで県内大学への留学が決定した者は、大学へ各種証明書を提出しなければなりません。

【日本語能力について】

日本語能力試験(JLPT やBJT)有資格者は「日本語能力認定書」などの資格証明書の写し

その他、日本留学試験(EJU)を受験していればその資格証明書の写し

日本語能力試験資格のない応募者について、日本語能力レベルのわかる書類

(応募時に提出する「日本語理解力調査書」、または大学が求める調査書など)

名桜大学以外の大学について、出願に際し、高度に自立して日本語を理解し使用することができる水準とされているCEFRレベルB2以上の能力が求められます。

【出身・在学学校からの証明書】

最終出身学校の「卒業証明書」とその日本語訳

最終出身学校の「成績証明書」とその日本語訳

在籍している学校の「在籍証明書」とその日本語訳(出願時に学校に在籍している者のみ)

在籍している学校の「成績証明書」とその日本語訳(出願時に学校に在籍している者のみ)

～ を公的機関が証明する「証明書」(コピーの場合は「原本証明」)

【その他】

県立芸術大学では、自身の作品のポートフォリオ(美術工芸学部)、踊りや演奏の課題曲のDVD・CD(音楽学部)が求められます。

下記7. の応募書類の提出期限(日本時間の2026年11月8日)までに「各種証明書」及び「日本語訳」をPDFにしてメールでお送りください。ただし、これらの書類を公的機関が証明する「証明書」の準備が間に合わない場合は個別に相談してください。

大学に出願する時期には変更されていることもありますので、予めご了承下さい。

6. 留学生のアルバイト等について

アルバイトは原則禁止としています。

7. 受入の決定について

応募から受入決定通知書(出身国での在留資格(VISA)の申請に必要な書類)の送付までのスケジュールは概ね以下のとおりです。

応募書類の提出	2026年11月8日まで
書類審査、選考	11月中旬
選考結果通知	12月上旬
希望大学への出願	1月上旬～2月中旬
大学からの合格通知	2月中旬～3月上旬
大学への入学手続き(合格通知が届きしだい始めます。)	
在留資格の申請・取得	3月上旬～3月下旬 2～3週間かかります。
受入決定通知書の送付	3月中旬
航空券の手配、来沖	3月中旬～3月下旬

～ のスケジュールは、希望する大学、コースにより異なります。